

平成30年11月市議会 教育厚生委員会資料

第139号議案 長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 原爆資料館の取り組み	1
2 広島平和記念資料館の指定管理について	3
3 指定管理者制度導入業務一覧	4

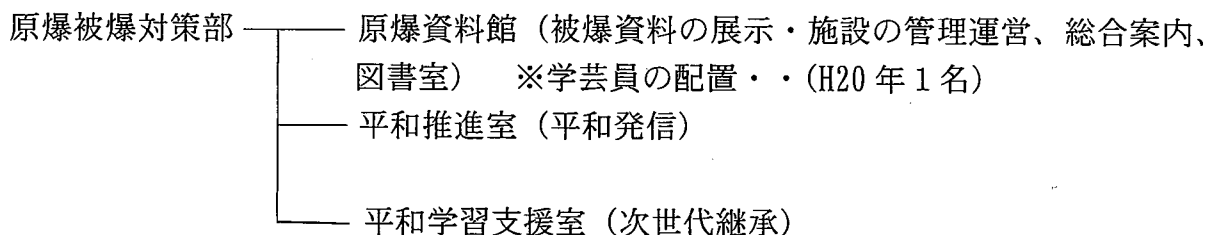
原爆被爆対策部

平成30年11月

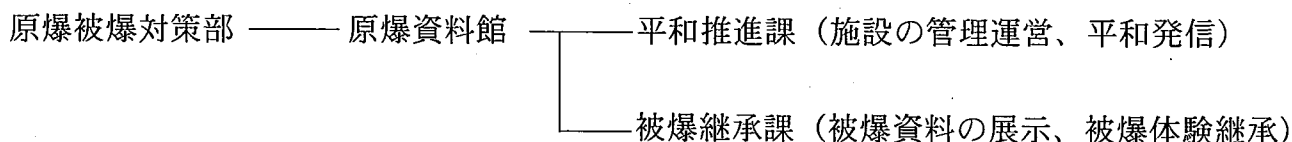
1 原爆資料館の取り組み

公の施設については、長崎市では原則指定管理者制度を導入する方針であるが、原爆資料館については、平和発信と被爆の継承の拠点施設の特異性により直営で運営していた。

◎平成 17 年 次世代の継承の重点化により平和学習支援室を新設。
(被爆 60 周年、2005 年) 原爆資料館の役割は展示の維持と管理。



◎平成 21 年 原爆資料館を部相当組織とし、それまで並列であった「原爆資料館」「平和推進室」「平和学習支援室」の 3 課を「原爆資料館」の組織内に集約し、「平和推進課」と「被爆継承課」の 2 課を設置することにより、平和発信と被爆の継承の拠点施設として整備。



◎平成 27 年 70 周年事業として展示のリニューアルを実施。
(被爆 70 周年、2015 年) ※学芸員の配置 . . . (1 名増 → 2 名体制)

◎平成 28 年～30 年 . . . 指定管理者制度導入の検討
(2016 年～2018 年)

直営で運営していた原爆資料館について、平成 28 年度から指定管理者が行う業務の範囲を検討。その結果、被爆都市の使命として原爆資料館業務の根幹となる、資料の収集・調査研究や被爆の継承、平和発信などの業務はこれまでと同様に直営で行うこととし、それ以外の、すでに民間委託している、施設の維持管理や受付・貸館などの管理運営業務を指定管理業務として整理した。

なお、指定管理者制度導入にあたり、現在、平和推進課において原爆資料館と一体的に管理している平和会館及び平和会館と同一建物内にある歴史民俗資料館を併せた 3 施設を一体的に運営することで業務の効率化が図られるため、3 施設をグループとして指定管理者制度の導入を予定している。

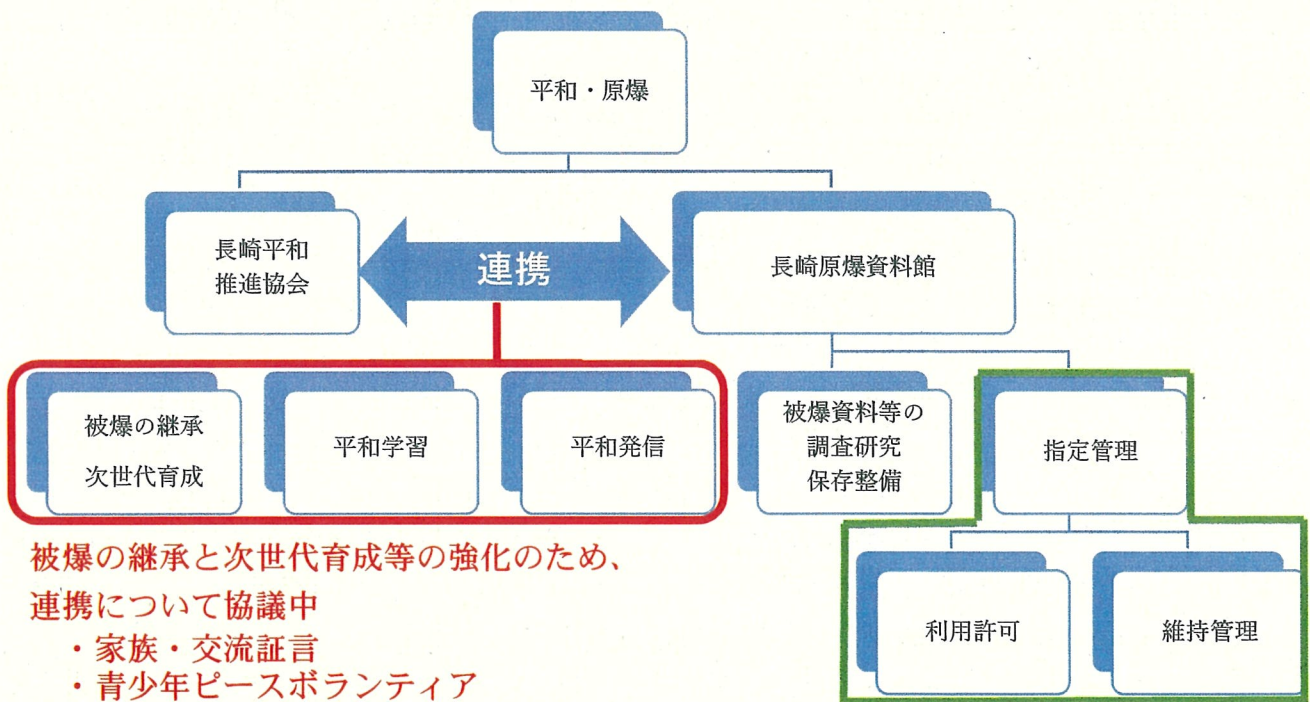
◎平成 31 年～32 年・・・原爆資料館などの施設の管理運営部分（施設の維持管理や受付・貸館などの業務）について、民間企業のノウハウを活用した指定管理者制度を導入予定。

被爆者の高齢化など被爆者から直接体験を聞ける機会がますます少なくなっていく中で、被爆の継承や次世代育成など、長崎平和推進協会と連携強化することにより、市と協会が両輪となって平和を推進する体制を整える。市は被爆資料等の調査研究、保存整備、平和学習の手法の研究、平和に関する情報分析・発信を充実していく。

【参考】平成 32 年度の主な行事

- ・東京オリンピック関連事業
- ・NPT 再検討会議
- ・平和首長会議 2020 ビジョン
- ・平和マラソン等

「被爆 75 周年に向けての業務体制イメージ」



被爆の継承と次世代育成等の強化のため、
連携について協議中

- ・ 家族・交流証言
- ・ 青少年ピースボランティア
- ・ 青少年ピースフォーラム
- ・ 青少年平和交流
- ・ 県外原爆展 など

2 広島平和記念資料館の指定管理について

(1) 広島平和記念資料館の業務

ア 資料館の事業 ※全て指定管理者が事業を行う

- (ア) 原子爆弾による被災及び平和に関する資料の収集、保管、展示及び供用
- (イ) 原子爆弾による被災に関する調査研究
- (ウ) 平和学習、被爆体験の継承等平和を考える場の提供
- (エ) その他市長において必要と認める事業

(2) 指定管理者制度導入について

ア 指定期間 平成 30 年度～平成 33 年度（平成 18 年度から指定管理）

イ 選定方法 非公募（公益財団法人広島平和文化センター）

非公募の理由：広島平和記念資料館の管理は、単なる施設の維持管理ではなく、広島市の平和行政との連携の下、原爆被災に関する調査・研究やそれに基づく企画展の実施、平和学習など高度な専門性を有した原爆平和関連のソフト事業が一体となって実施されるものでなければならない。

公益財団法人広島平和文化センターは、これまで、広島の被爆体験を根底に据え、広島市とともにその継承と平和思想の普及を図るため様々な事業を行うとともに、広島平和記念資料館の適正な管理を行ってきた。

このように、原爆資料の調査・研究・展示に関して専門的な知識を持つ職員を擁し、かつ、被爆の実相及び平和に関する様々な情報や関連事業の実績を有する公益財団法人広島平和文化センターを非公募により指定管理者とする。

ウ 利用料金制 適用なし

観覧料 大人 200 円、高校生 100 円

適用しない理由：広島平和記念資料館の観覧料は、被爆の実相を広め、守り、伝えるため、広島市が金額を設定しており、指定管理者に裁量がないため利用料金制度になじまない。

(3) 人員体制

・公益財団法人広島平和文化センター

市派遣職員 18 人、プロパー職員 46 人、嘱託員 37 人、市職員との併任 15 人、計 116 人

うち広島平和記念資料館

市派遣職員 6 人、プロパー職員 14 人、嘱託員 9 人、計 29 人

その他、国際交流関係、国際会議場運営など

市派遣職員 12 人、プロパー職員 32 人、嘱託員 28 人、市職員との併任 15 人、計 87 人

3 指定管理者制度導入業務一覧

施設の運営・維持

(1) 利用の許可その他利用に関する業務

- ・施設の受付、案内に関する業務
- ・施設利用の許可（変更、取り消しを含む）に関する業務
- ・施設の利用料金等の徴収に関する業務
- ・被爆資料の貸出・模写等許可に関する業務
- ・図書室の資料整理に関する業務

(2) 施設及び施設の維持管理に関する業務

- ・施設及び設備の維持管理・保守点検に関する業務
- ・施設の清掃に関する業務
- ・施設の警備に関する業務
- ・ホール舞台装置の操作、維持管理に関する業務
- ・駐車場管理に関する業務
- ・施設の防火・防災に関する業務
- ・備品類の管理に関する業務
- ・施設の緑地管理に関する業務

・その他

施設の利用実績の記録・集計に関する業務（統計）

施設及び設備の修繕に関する業務

産業廃棄物処理運搬業務

千羽鶴管理業務

利用者等からの苦情への対応